

下水道法等の一部を改正する法律要綱

(傍線部分は今回施行期日を定める分)

第1 下水道法の一部改正

1 目的

この法律の目的に、下水道の基盤の強化を図ることを追加する。(第一条関係)

2 基本方針

(1) 国土交通大臣は、下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。(第二条の二関係)

(2) 流域別下水道整備総合計画は、基本方針に即するものでなければならないものとする。(第二条の四第六項関係)

(3) 事業計画は、基本方針に即したものでなければならないものとする。(第六条第五号及び第二十五条の二十五第五号関係)

3 責務

(1) 国は、下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、並びにこれを推進するとともに、都道府県及び下水道管理者に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならないものとする。(第二条の三第一項関係)

(2) 都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における下水道管理者の間の連携等の推進に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないものとする。(第二条の三第二項関係)

(3) 下水道管理者は、下水道を適正に管理するとともに、その下水道の基盤の強化に努めなければならないものとする。(第二条の三第三項関係)

4 事業計画への道路管理者の協力が必要な事項の記載

(1) 事業計画に定めるべき事項のうち、点検の方法及び頻度においては、道路管理者との連携による道路の路面下の点検の実施、道路の区域における地盤の状況に関する情報の提供その他の公共下水道管理者又は流域下水道管理者が行う点検のために道路管理者の協力が必要な事項を記載することができるものとする。(第五条第二項及び第二十五条の二十四第二項関係)

(2) 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、事業計画に道路管理者の協力が必要な事項について記載しようとするときは、当該事項について、当該道路管理者に協議し、その同意を得なければならないものとする。(第四条第六項及び第二十五条の二十三第七項関係)

5 構造の原則の創設

公共下水道の構造は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止することができるものであって、水圧、土圧、地震力その他の荷重、地盤の状況、下水の量及び水質その他の公共下水道の損傷、腐食その他の劣化を生じさせるおそれのある要因を考慮した安全なものであり、かつ、改築、修繕及び点検の容易性並びに災害の発生時において公共下水道の機能を維持するための応急措置の実施の容易性を考慮したものでなければならないものとする。(第七条第一項関係)

6 維持又は修繕に関する技術上の基準

公共下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準は、公共下水道の施設の安全性の評価に関する基準を含むものでなければならないものとする。(第七条の三第三項関係)

7 計画的な改築等

公共下水道管理者は、長期的な観点から、排水区域における降水量、人口その他の下水の量及び水質に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地利用の状況並びに下水の放流先の状況に鑑み、公共下水道の計画的な改築に努めなければならないものとするとともに、公共下水道の改築に要する費用を含む公共下水道の管理に係る収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならないものとする。(第七条の四関係)

8 排水区域等の廃止に関する規定の整備

(1) 公共下水道管理者は、排水区域又は処理区域（以下「排水区域等」という。）の自然的経済的社会的諸条件を考慮し、公共下水道により当該排水区域等の全部又は一部の下水を排除又は処理する必要がなくなったと認める場合には、当該排水区域等の全部又は一部を廃止することができるものとする。(第九条の二第一項及び第五項関係)

(2) 公共下水道管理者は、排水区域等の全部又は一部を廃止しようとするときは、廃止の予定年月日、廃止しようとする区域等を公示し、かつ、これを表示した図面を(4)により公示する日の前日まで当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならないものとする。(第九条の二第二項及び第五項関係)

(3) 公共下水道管理者は、排水区域等の全部又は一部の廃止を公示しようとするときは、当該公共下水道を管理する地方公共団体が当該公共下水道による下水の排除又は処理に代わる措置を講ずる場合を除き、当該公示に係る排水区域等内の公共下水道を使用する者の同意を得なければならないものとする。(第九条の二第三項及び第五項関係)

(4) 公共下水道管理者は(1)により排水区域等の全部又は一部を廃止したときは、廃止した区域その他国土交通省令で定める事項を公示しなければならないものとする。(第九条の二第四項及び第五項関係)

(5) 排水区域のうち(2)により公示された区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、その土地の下水を公共下水道以外の設備又は施設に流入させるために必要な排水施設を設置することができるものとする。(第十条第四項関係)

9 都道府県による復旧工事の代行

(1) 流域下水道管理者である都道府県は、災害が発生した場合において、市町村から要請があり、かつ、当該市町村における公共下水道の復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村が管理する公共下水道（当該都道府県の管理する流域下水道と管理上密接な関連を有するものに限る。）について復旧に関する工事を当該市町村に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができるものとする。(第十四条の二第一項関係)

(2) (1)により都道府県が公共下水道の復旧に関する工事を行う場合においては、

当該公共下水道の公共下水道管理者に代わってその権限を行うものとする。(第十四条の二第二項関係)

(3) (1) により都道府県が施行する公共下水道の復旧に関する工事については、当該都道府県の費用をもってこれを施行するものとし、この場合において、国は市町村が自ら当該公共下水道の復旧に関する工事を施行することとした場合に国が当該市町村に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を負担し、又は当該都道府県に補助し、当該市町村は当該費用の額から国が当該都道府県に交付する負担金又は補助金の額を控除した額を負担するものとする。(第十四条の二第四項関係)

10 施設の機能妨害行為に対する負担金

公共下水道管理者は、公共下水道の施設の機能を著しく妨げた行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事又は維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができるものとする。(第十八条関係)

11 使用料の原則の追加等

公共下水道管理者が公共下水道を使用する者から徴収することができる使用料の原則に、能率的な管理の下における適正な原価に、改築を実施するため将来において必要となる資金として積み立てるべき額を加えたものを超えないものであることを追加し、これらの原則によって使用料を定めるに当たって必要な技術的細目は、国土交通省令で定めるものとする。(第二十条第二項第二号及び第三項関係)

12 施設の工事及び維持管理の状況の公表

公共下水道管理者は、公共下水道の施設の工事及び維持管理の状況に関する情報であつて国土交通省令で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないものとする。(第二十三条の二関係)

13 広域連携推進計画

(1) 都道府県は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該都道府県の区域内において下水道管理者の間の連携等を推進する必要があると認める場合には、広域連携推進計画を定めるよう努めなければならないものとし、広域連携推進計画を定めようとするときは、関係下水道管理者の同意を得なければならないものとする。(第三十一条の二第一項及び第五項関係)

(2) 広域連携推進計画には、市町村における公共下水道の管理の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村が管理する公共下水道の管理を都道府県が行うことが適当であると認められるときは、当該都道府県による当該公共下水道の管理に関する事項を記載することができるものとし、都道府県は、広域連携推進計画に当該事項が定められている場合においては、当該公共下水道の管理を行うことができるものとする。(第三条第三項及び第三十一条の二第三項関係)

(3) 下水道管理者の間の連携等を推進しようとする二以上の公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、共同して、都道府県に対し、広域連携推進計画を定めることを要請することができるものとし、都道府県は、要請があつた場合において、下水道管理者の間の連携等を推進する必要があると認めるときは、広域連携推進計画を定めるものとする。(第三十一条の二第七項及び第八項

関係)

14 都道府県協議会

- (1) 広域連携推進計画を定めようとする都道府県は、広域連携推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「都道府県協議会」という。）を組織することができるものとする。（第三十一条の三第一項関係）
- (2) 都道府県は、都道府県協議会において協議を行おうとするときは、都道府県協議会の構成員に、当該協議を行う事項を通知しなければならないものとし、当該通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならないものとする。（第三十一条の三第三項及び第四項関係）

15 連携協力下水道の管理

- (1) 隣接し、又は近接する二以上の市町村の区域に存する公共下水道、流域下水道又は都市下水路のうち、その管理を関係下水道管理者間における連携及び協力により効率的かつ効果的に行う必要があるもの（以下「連携協力下水道」という。）については、関係下水道管理者は、協議してその管理の方法及び管理に要する費用の負担を別に定めることができるものとする。（第三十一条の五第一項及び第五項関係）
- (2) 広域連携推進計画に連携協力下水道の管理に関する事項が定められた場合においては、当該連携協力下水道の管理の方法は、当該広域連携推進計画に即したものでなければならないものとする。（第三十一条の五第二項関係）
- (3) 関係下水道管理者がその管理する下水道以外の連携協力下水道を管理する場合においては、これらの者は、当該連携協力下水道の管理者に代わってその権限を行うものとする。（第三十一条の五第四項関係）

16 災害の発生時における連携及び協力の確保

国、都道府県、市町村及び下水道管理者並びにその他の関係者は、災害の発生時における速やかな下水道の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとする。（第三十一条の八関係）

17 その他

その他所要の改正を行う。

第2 道路法の一部改正

1 占用物件等維持修繕協定制度の創設

道路管理者は、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、又は円滑な交通を確保するため道路占用者との連携により道路及び占用物件の維持又は修繕を行う必要があると認めるときは、道路占用者との間において、占用物件等維持修繕協定を締結することができるものとする。（第二十条の三関係）

2 公共下水道管理者等が行う点検への協力

道路管理者は、第1の4により事業計画に道路管理者の協力が必要な事項が記載されたときは、当該事業計画に基づき公共下水道管理者又は流域下水道管理者が行う点検に協力するものとする。（第二十八条の三関係）

3 道路の占用許可制度の見直し

- (1) 道路の占用の許可を受けようとする者が道路管理者に提出しなければならない

申請書の記載事項に、工作物、物件又は施設（電柱、電線、水管、下水道管、ガスパイプその他その維持管理が適切に行われることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。）の維持管理に関する事項を追加するものとする。（第三十二条第二項関係）

（２）道路占用者は、道路の占用に関する工事（道路の地下に設ける工作物、物件又は施設に係るものに限る。）を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その完了時における工作物、物件又は施設の状況を示す図面その他必要な図面を添えて、その旨を道路管理者に届け出なければならないものとする。（第三十二条第四項関係）

４ その他

その他所要の改正を行う。

第３ 道路整備特別措置法の一部改正

１ 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社又は地方道路公社は、高速道路等の道路管理者に代わって、第２の１による占用物件等維持修繕協定の締結及び第１の４（２）による協議等を行うものとする。（第九条第一項及び第十七条第一項関係）

２ その他所要の改正を行う。

第４ 附則

１ この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

２ 所要の経過措置を定める。（附則第二条から第四条まで関係）

３ この法律の施行状況等に関する検討規定を設ける。（附則第五条関係）

４ その他所要の改正を行う。